

市民税・県民税の申告が始まります

受付期間 2月18日(月)～3月17日(月)【土、日曜日は除く】
★3月2日(日)は、市役所本庁で日曜申告受付を行います。

平成20年度市民税・県民税の申告時期が近づいてきました。必要書類の準備はお済みでしょうか。申告は、みなさんの税額を決める大切な手続きです。申告書は「申告の手引き」などを参考に、ご自分で書いてお早めに申告くださるようお願いします。

★申告書は郵送で提出していただいても構いません。

(証明書など必要書類を添付してください。)

★申告義務のある方が未申告のままでいると、所得証明書などが発行できない場合があります。

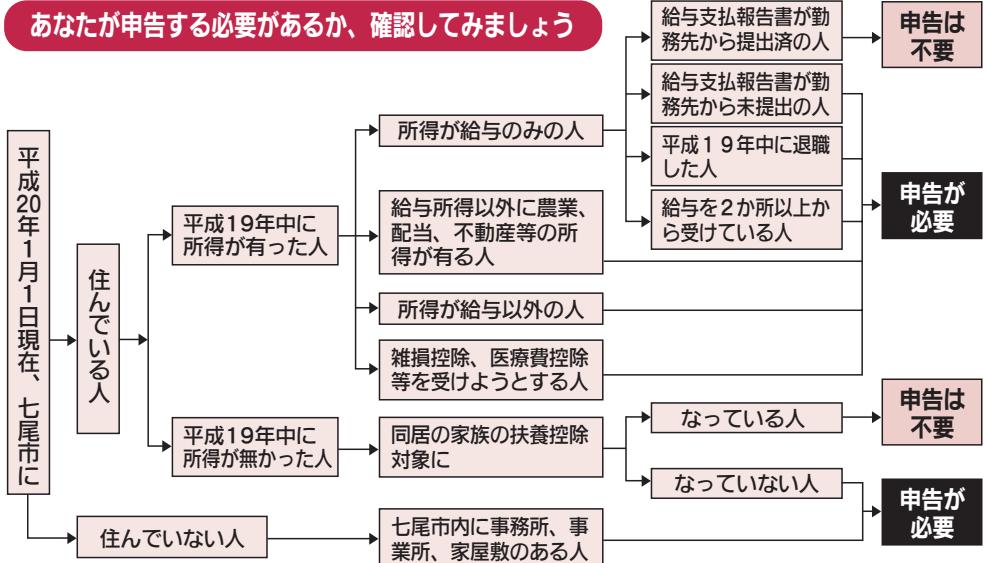
ご協力ください

七尾市では、申告受付日程表のとおり、**市民税・県民税の申告**および**簡易な確定申告**の相談・受付を行います。各会場では混雑を緩和するため対象地区を指定していますので、できるだけ地区指定日にお越しください。申告受付日程表については、広報と一緒に配布する「申告の手引き」をご覧ください。

また、**市役所前の市営駐車場は大変混雑します**ので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

★2月19日（火）および25日（月）には、税理士による確定申告の無料相談コーナーが併設されます

ので、この機会をご利用ください。（本庁のみ）



申告するときに持参するもの

1. 申告書、印鑑

2. 平成19年中の所得がわかるもの
①給与収入、年金収入のある方
↓ 源泉徴収票

②営業等、農業、不動産所得のある方
↓ 収支のわかる帳簿、領収書、支払調書など

3. 各種控除を受ける場合

- ①社会保険料控除、地震保険料控除
- ・支払った国民健康保険料額や介護保険料額がわかるもの（領収書など）
- ・国民年金保険料、生命保険料、個人年金保険料、地震保険料、旧長期損害保険料の支払証明書
- ②医療費控除
- ・医療費の領収書及び保険（高額療養費での払戻しを含む）で補てんされた金額がわかるもの（医療費を月別に集計してお持ちください。）

- ③障害者控除
- ・障害者手帳など
- ④能登半島地震や水害による雑損控除
- ・被害にあった住宅や家財等の明細、修理費等の領収書など（損害額の計算書は、市役所・各市民センターにありますのでご利用ください。）

国民健康保険税額や老人医療の自己負担額、介護保険料額は前年中の収入金額や所得金額などで決定されます。未申告の方は、国民健康保険税などの軽減措置が受けられませんので、期間内に必ず申告をしてください。

平成19年中に所得の無かつた方は、申告書に19年中の生活状況などを記入し、提出してください。

介護保険に加入している方へ

北陸税理士会による被災者税務相談会(無料)を開催します

日 時
2月23日(土)

午後1時～午後4時30分

午前9時30分～午後4時

2月24日(日)

対 場
象 所 七尾サンライフプラザ 24会議室

能登半島地震で被害を受け、確定申告で雑損控除の申告をしようとする方(ただし、給与所得者または公的年金受給者に限ります。)

相 談 者 北陸税理士会の税理士 10人

内 容

被災した住宅、家財等の損害額の計算、雑損控除額の計算及び確定申告書の作成

持 参 す る も の

- 被害を受けた資産の明細が分かるもの(資産内容、取得時期、取得価格等)
- 被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用、修理費その他これに類する費用で、被害に関連して支出した金額の明細が分かるもの及びその領収書
- 被害に遭ったことによって受け取る保険金、損害賠償金、災害見舞金等の金額が分かるもの(支給見込額も含む)
- 七尾市から「り災証明書」の交付を受けている場合には、同証明書(コピーも可)
- 源泉徴収票、印鑑

お気軽に
ご相談ください



所得税から住宅ローン控除額を引きされなかつた方は申告をお忘れなく!

平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、税源移譲により所得税から控除しきれなかつた額がある場合は、平成20年度の市民税・県民税の所得割額から控除できますので、忘れずに申告書を提出してください。

申告期限 3月17日(月)まで

- 給与収入のみで、確定申告書を提出しない方
↓源泉徴収票を添付して市役所へ提出
- 確定申告書を提出する方
↓所得税の確定申告書とともに税務署へ提出



これまで所得税から控除できた住宅ローン控除額が減少

※お問い合わせは
税務課 市民税係
七尾税務署
電話 52-9336 / 53-8412

★確定申告は給与・年金所得等の簡単な申告のみ受付します。その他の確定申告は直接七尾税務署でお願いします。

★所得税の還付申告については、1月4日から七尾税務署で受け付けています。
税務署に「平成19年分の所得税の確定申告書」を提出された方は、市民税・県民税の申告書を改めて提出する必要はありません。
★自宅にいながら申告書の作成と提出ができる「確定申告書等作成コーナー」(国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>)やe-Tax(イータックス・国税電子申告・納税システム)を利用されると大変便利です。

詳しくは、広報と一緒に配布する「市民税・県民税申告の手引き」をご覧ください。

